

○ 所得税基本通達の解説【下線は改正部分】

(令第84条第3項本文の株式の価額)

23～35 共一 9 令第84条第3項第1号及び第2号に掲げる権利の行使の日又は同項第3号に掲げる権利に基づく払込み若しくは給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。）における同条第3項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

- (1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合 当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終の価格（同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。）とする。
- (2) これらの権利の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額とする。
- (3) (1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額
(注)その株式の発行人が、会社法第108条第1項((異なる種類の株式))に掲げる事項について内容の異なる種類の株式(以下「種類株式」という。)を発行している場合には、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定することに留意する。

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（イに該当するものを除く。） 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注)1 上記ニの価額について、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)(以下「財産評価基本通達」という。)の178から189—7まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定している場合には、著しく不相当と認められるときを除き、その算定した価額として差し支えない。

(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達

189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、当該株式を取得した者が発行法人にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、発行法人は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(2) その株式の発行法人が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、権利行使日等における価額によること。

(3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

2 その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して当該株式の価額を算定することに留意する。

(注) この取扱いは、令第354条第2項((新株予約権の行使に関する調書))に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

【解説】

○ 本通達は、令84条第3項各号の権利(以下「新株予約権等」といいます。)に係る経済的利益を算定する場合におけるその新株予約権等の行使により取得する株式について、その価額の具体的な評価方法を明らかにしたものです。

○ (1)では、新株予約権等の行使により取得する株式が、金融商品取引所に上場されている場合の評価方法を定めており、具体的には、金融商品取引法第130条の規定により公表された最終価格とすることを明らかにしています。

なお、その権利行使日等に最終価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終価格がある場合には、最も高い金融商品取引所の価格になります。

○ (2)では、新株予約権等の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合の評価方法を定めており、具体的には、その旧株の最終価格を基準として合理的に計算した価額とすることを明らかにしています。

(注) 旧株とは、所得税法施行令第117条に規定する旧株をいいます。

○ (3)では、(1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場価格があるときの評価方法を定めており、具体的には、(1)又は(2)の最終価格を気配相場価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額になります。

(注) 具体的には、次に掲げる株式が対象となります(財産評価基本通達168(2)イ)。

- ① 日本証券業協会の内規によって登録銘柄として登録されている株式
- ② 日本証券業協会の内規によって店頭管理銘柄として指定されている株式

- (4)のイでは、売買実例のある株式の評価方法を定めており、具体的には、最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額になります。

なお、その株式の発行人が、種類株式を発行している場合には、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定します。

(注1) 売買実例のある株式とは、最近(概ね6月以内)において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に該当します。

(注2) いわゆる第三者割当増資は、売買実例とは言い難い面もありますが、金銭を負担して株式を取得する点に鑑み、売買実例として取り扱うこととしています。

なお、売買実例のある株式の価額については、その価額が適正であると認められるものに限定されていますので、増資の際の払込金額が通常取引価額と認められない場合には、その払込価額によって、その株式の価額を評価することはできません。

(注3) その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は、その株式に関する取引に該当しませんので、売買実例には該当しません。

- (4)のロでは、売買実例のない株式のうち、公開途上にある株式で当該株式の上場又は登録に際して公募等が行われるものの評価方法を定めており、具体的には、金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額になります。

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。

- (4)のハでは、売買実例のない株式のうち、その株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるものの評価方法を定めており、具体的には、他の法人の株式の価額に比準して推定した価額になります。

- (4)のニでは、上記の本通達(1)から(3)まで及び(4)イからハマまでに掲げる方法で評価することのできない株式について、権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその発行会社の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額で評価することを定めています。

この価額については、本通達(4)ニ(注)1(1)から(3)までに掲げる一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定することを認めています。ただし、財産評価基本通達の例により算定した価額が、著しく不相当と認められる場合には、当該価額とすることはできません。

なお、発行人が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して、個別に普通株式の価額を算定することになります。

(注1) 一定の条件に関しては、【資産課税課情報 第22号 [「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について\(法令解釈通達\)」の趣旨説明\(情報\)\(令和2年9月30日\)\(PDF/429KB\)](#)】の別添もご参照ください。

(注2) 著しく不相当と認められるときは、例えば、財産評価基本通達の例により算定した株式の価額が、会計上算定した株式の価額の2分の1以下となるような場合をいいます。この2分の1という基準は、所得税法第59条第1項第2号及び所得税法施行令第169条の規定の考え方を参考としています。

(注3) その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して普通株式の価額を算定することとなります。